

R2. 6. 1改訂， R3. 6. 1改訂

勾留見本記録 (被疑者・千葉健) (千葉地裁処理 v e r .)

- ① 勾留請求書
- ② 接見禁止等請求書
- ③ 勾留状
- ④ 勾留質問調書
- ⑤ 接見等禁止決定（原本1，謄本1）
- ⑥ 送達報告書
- ⑦ 勾留通知
- ⑧ 国選弁護人選任請求書・資力申告書

(1)

接見禁止請求あり

勾 留 請 求 書

平成30年9月1日

千葉地方裁判所
裁 判 官 殿

千葉地方検察庁
検察官検事

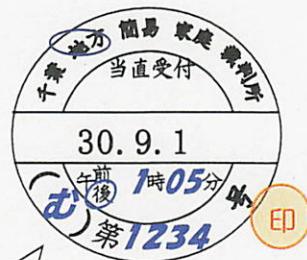
法 務 太 郎 

下記被疑者に対する 強盗致傷 被疑事件につき、被疑者の勾留を請求する。
なお、被疑者欄中年齢、職業若しくは住居又は被疑事実の要旨欄のうち空欄は、逮捕
状請求書記載のとおりである。

記

1 被 疑 者

氏 名 千 葉 健
年 齢 昭和62年12月18日（30歳）
職 業 無 職
住 居 不 定



・請求時刻を記載し、地裁は「令状（む）」で立件
します（簡裁は「令状（る）」）。

(1)

2 被疑事実の要旨

別紙記載のとおり。

3 勾留すべき刑事施設

千葉県千葉中央警察署留置施設

4 被疑者に弁護人があるときは、その氏名

5 被疑者が現行犯人として逮捕された者であるときは、罪を犯したことを疑う
に足りる相当な理由

6 刑事訴訟法第60条第1項各号に定める事由

刑事訴訟法第60条第1項第 1, 2, 3 号

7 檢察官又は司法警察員がやむを得ない事情によって刑事訴訟法に定める時間
の制限に従うことができなかつたときは、その事由

別添司法警察員の 年 月 日付け報告書記載のとおり。

被疑事実の要旨

被疑者はA及びBと共に謀の上、金員を強取しようと企て、平成30年5月6日午後1時10分頃、千葉市中央区中央〇丁目〇番〇号先路上において、同所を通行中のC（当時26歳）を呼び止め、やにわにその顔面を手拳で殴打し、左足を蹴る等の暴行を加え、「金を出すか殺されるかどっちがいい。」等と申し向け、更に同人の顔面、左足を数回殴打あるいは蹴る等の暴行を加えてその反抗を抑圧するも、同人が現金を所持していなかったことから、その目的を遂げず、その際、上記暴行により同人に対し、全治10日間を要する左眼球打撲、左結膜下出血並びに左眼瞼外傷及び眼瞼皮下出血の傷害を負わせたものである。

接見禁止等請求書

平成30年9月1日

千葉地方裁判所

裁判官 殿

千葉地方検察庁
検察官 検事

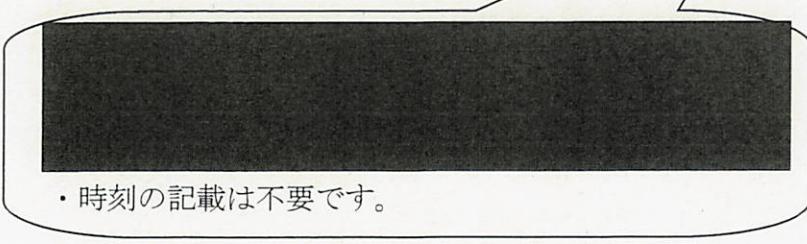
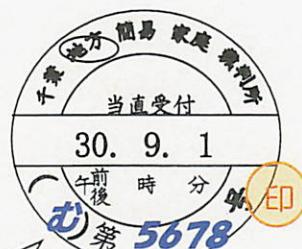
法務太郎印

被疑者千葉 健（千葉県千葉中央警察署留置施設収容中）に対する強盗致傷被疑事件につき、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるから、被疑者と刑事訴訟法第39条第1項に規定する者以外の者（ただし、被疑者の勾留されている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及び同会委員並びに被疑者の勾留されている留置施設に係る留置施設視察委員会及び同会委員を除く。）との交通につき、下記事項に関する裁判をされたい。

記

1 接見の禁止

2 書類又は物（糧食、寝具及び衣類を除く。）の授受の禁止



勾 留 状			指揮印
被疑者	氏 名	千葉健	
	年 齢	昭和 62 年 12 月 18 日生	
	住 居	不定	
	職 業	無職	
被疑者に対する強盗致傷被疑事件について、同人を千葉中央警察署留置施設に勾留する。			延長
			延長
被疑事実の要旨		別紙のとおり	
刑事訴訟法 60 条 1 項 各号に定める事由		次葉のとおり	
有効期間		平成 30 年 9 月 8 日 まで	
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
平成 30 年 9 月 1 日			
千葉地方裁判所			
裁判官 館 山 春 子 			
勾留請求の年月日		平成 30 年 9 月 1 日	
執行した年月日時及び場所		平成 年 月 日 午 時 分	
記名押印			
執行することができなかつたときはその事由			
記名押印		平成 年 月 日	
勾留した年月日時及び取扱者		平成 年 月 日 午 時 分	

(被疑者用) 1

(被疑者 千葉健)

刑事訴訟法 60条1項各号に定める事由

下記の 1, 2, 3 号に当たる。

- 1 被疑者が定まった住居を有しない。
- 2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

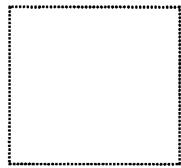
勾留期間の延長

延長期間 平成 年 月 日まで	延長期間 平成 年 月 日まで
理由	理由
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	平成 年 月 日 裁判所 裁判官
勾留状を検察官に交付した年月日 平成 年 月 日 裁判所書記官	勾留状を検察官に交付した年月日 平成 年 月 日 裁判所書記官
勾留状を被疑者に示した年月日時 平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員	勾留状を被疑者に示した年月日時 平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員

被疑事実の要旨

被疑者は A 及び B と共謀の上、金員を強取しようと企て、平成 30 年 5 月 6 日午後 10 時 10 分頃、千葉市中央区中央〇丁目〇番〇号先路上において、同所を通行中の C（当時 26 歳）を呼び止め、やにわにその顔面を手拳で殴打し、左足を蹴る等の暴行を加え、「金を出すか殺されるかどっちがいい。」等と申し向け、更に同人の顔面、左足を数回殴打あるいは蹴る等の暴行を加えてその反抗を抑圧するも、同人が現金を所持していなかったことから、その目的を遂げず、その際、上記暴行により同人に対し、全治 10 日間を要する左眼球打撲、左結膜下出血並びに左眼瞼外傷及び眼瞼皮下出血の傷害を負わせたものである。

裁判官認印



勾 留 質 問 調 書

被疑者 千葉健

被疑者に対する強盗致傷被疑事件について、平成30年9月1日千葉地方裁判所において、

裁 判 官 館 山 春 子 は、
裁判所書記官 船 橋 太 郎 を

立ち会わせて、被疑者に対して次のように質問した。

問 氏名、年齢、住居及び職業について述べてください。

答 勾留請求書記載のとおり

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、勾留請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について勾留の請求があったが、これに対して何を述べることはないですか。

答

裁判官は、弁護人選任権を告げ、弁護士、弁護士法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示し、また、国選弁護人選任請求権を告げ、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、千葉県弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならぬ旨を教示し、勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答 勾留通知先は

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑者

印

前同日同序

裁判所書記官 船 橋 太 郎

即日勾留通知手続（電話・郵便・不能）

同日同序 裁判所書記官

裁判官認印

印

勾 留 質 問 調 書

被疑者 千葉健

被疑者に対する強盗致傷被疑事件について、平成30年9月1日千葉地方裁判所において、

裁 判 官 館 山 春 子 は、
裁判所書記官 船 橋 太 郎 を

立ち会わせて、被疑者に対して次のように質問した。

問 氏名、年齢、住居及び職業について述べてください。

答 勾留請求書記載のとおり

ただし、住居は、「千葉市中央区中央4-11-27コートマンション301号室」と述べた。

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、勾留請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について勾留の請求があったが、これに対して何を述べることはないですか。

答 その日時、場所にいたことは間違いないませんが、自分はAやBと共に謀していないし、自分自身がその場でCさんを呼び止めたり、Cさんの顔面を手拳で殴打したり、左足を蹴る等の暴行を加えたり、「金を出すか殺されるかどっちがいい。」等の言葉を言っています。

裁判官は、弁護人選任権を告げ、弁護士、弁護士法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示し、また、国選弁護人選任請求権を告げ、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、千葉県弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示し、勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答 勾留通知先は 兄 千葉一郎（ちばいちろう）、千葉市中央区中央4-11-27コートマンション301号室、携帯電話090-1234-5678

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑者 千葉 健

印

前同日同序

裁判所書記官 船 橋 太 郎

印

即日勾留通知手続（電話 郵便・不能）

同日同序 裁判所書記官

印

平成30年(む)第5678号

接見等禁止決定

千葉中央警察署留置施設 収容中

被疑者 千葉健

被疑事件 強盗致傷

上記被疑事件について、刑事訴訟法81条に掲げる理由があるものと認め、検察官の請求により、被疑者と同法39条1項に規定する者以外の者（ただし、被疑者の勾留されている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及びその委員並びに被疑者の勾留されている留置施設に係る留置施設視察委員会及びその委員を除く。）との接見及び文書（ただし、公刊されており、かつ、書き込みがない新聞、雑誌及び書籍を除く。）の授受を公訴提起に至るまでの間禁止する。

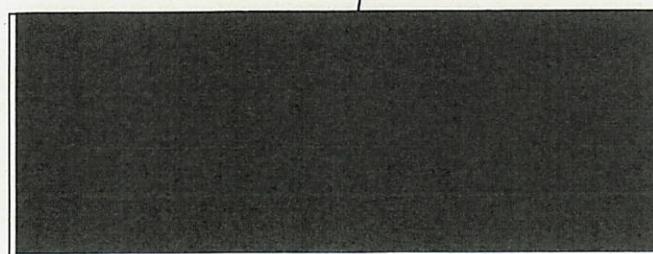
平成30年9月1日

千葉地方裁判所

裁判官 館

山 春

子 印



即日検察庁に謄本送付済 裁判所書記官 印

平成30年(む)第5678号

接見等禁止決定

千葉中央警察署留置施設 収容中

被疑者 千葉健

被疑事件 強盗致傷

上記被疑事件について、刑事訴訟法81条に掲げる理由があるものと認め、検察官の請求により、被疑者と同法39条1項に規定する者以外の者（ただし、被疑者の勾留されている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及びその委員並びに被疑者の勾留されている留置施設に係る留置施設視察委員会及びその委員を除く。）との接見及び文書（ただし、公刊されており、かつ、書き込みがない新聞、雑誌及び書籍を除く。）の授受を公訴提起に至るまでの間禁止する。

平成30年9月1日

千葉地方裁判所

裁判官 館 山 春 子

これは謄本である。

前同日同序

裁判所書記官 船 橋 太 郎



平成30年(む)第5678号

送達報告書

送達書類 接見等禁止決定謄本1通

受送達者 被疑者 千葉健

上記の書類は、平成30年9月1日午前^後4時20分、受送達者に対し、当庁においてこれを交付して送達した。

平成30年9月1日

千葉地方裁判所

裁判所書記官 船橋 太郎 職印

書類受領者 千葉 健

印

平成30年9月1日

勾 留 通 知

千葉一郎 殿

千葉地方裁判所

裁判所書記官 船 橋 太 郎

職印

被疑者千葉健に対する強盗致傷被疑事件について、同人が平成30年9月1日千葉中央警察署留置施設に勾留されたから通知します。

問い合わせは、検察庁又は勾留場所にしてください。

問い合わせるときは、必ず勾留の年月日と被疑者の氏名を申し出てください。

裁判所は、事件内容の説明や被疑者あての現金、手紙などの取次はいたしません。

(問い合わせ先)

千葉地方検察庁

043-221-2071

千葉中央警察署留置施設

043-244-0110

国選弁護人選任請求書・資力申告書

裁判官 殿

※ 該当する箇所の□印にレ点を付け、必要事項を記入して作成してください。

(注意) 3に記載した合計欄の金額が50万円以上である場合には、この書面を提出して国選弁護人の選任を請求する前に、必ず、千葉県弁護士会に対して、私選弁護人選任の申出をする必要があります。

1 次の事件について、2に記載した理由により私選弁護人を選任することができないので、国選弁護人の選任を請求します。

事件名 強盗致傷

2 理由

※ (2)ア又はイの□印にレ点を付けた場合で、千葉県弁護士会から通知書を受け取っているときは、この請求書と一緒に提出してください。

- (1) 貧困のため
 (2) 平成 年 月 日、千葉県弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出たが、次の理由から選任することができなかつたため
 ア 千葉県弁護士会から弁護人となろうとする者の紹介を受けられなかつた。
 イ 紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みをしたが拒まれた。
 ウ いまだ千葉県弁護士会から連絡がない。
 (3) その理由(具体的に書いてください。) た。

3 資力申告

私の次の資産の合計額(資力という。)と内訳は、記載したとおりで間違いません。

(注意) 裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載をした場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

内訳	現金	(<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	→ 約 50,000円)
	金融機関に対する預貯金	(<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約 円)
	社内預金等	(<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約 円)
	金融機関の自己宛小切手	(<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約 円)
	郵便為替	(<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→ 約 円)

合計 約 50,000円

※ 金融機関に対する預貯金とは、預金のほか、郵便貯金又は農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に対する貯金のことです。

※ 社内預金等とは、使用者(船員の場合は船舶所有者)に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金のことです。

平成 30年 9月 1日氏名 千葉 健一(昭和62年12月18日生)

※ 以下の欄は、留置担当官、刑事施設・少年鑑別所の職員が記入してください。

1 添付書類 勾留状・告知調書等の写し 不在・不受任通知書

2 取調べ担当検察官所属の検察庁 _____

3 留置・収容場所 _____

4 国籍 _____ 言語 _____

5 他事件での国選弁護人選任の有無 無 有 (弁護人名) _____